

第5次登米市男女共同参画基本計画(案)

～だれもが生き生きと暮らせる社会を目指して～

パブリックコメント用



令和8年●月
登米市

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 S D G s (持続可能な開発目標)との関係	2

第2章 市の現状

1 これまでの取り組み	3
2 第4次基本計画の達成状況	4

第3章 第5次基本計画策定の基本的な考え方

1 策定に当たっての視点	6
2 計画の推進	6
3 計画の重点目標	6
4 計画の体系	7

第4章 男女共同参画の推進に関する施策

基本方針I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	8
基本目標1 男女平等の人権教育の推進【重点目標】	10
基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶	13
基本目標3 男女平等の意識醸成	15
基本方針II 男女が共に参画するまちづくり	17
基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	19
基本目標2 働く場における男女共同参画の推進	21
基本目標3 家庭生活における男女共同参画の推進	23
基本目標4 政策・方針決定過程への女性参画の推進	24
基本方針III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	25
基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】	27
基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	28

第5章 推進体制

1 計画の推進体制	29
2 計画の進行管理	29
3 第5次基本計画目標値一覧	31

資料 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」	32
「S D G s (持続可能な開発目標)目標5及び目標16のターゲット」	37

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

登米市男女共同参画基本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画に基づき、登米市総合計画に掲げる施策の方針を具現化した「男女共同参画社会の実現」に向けて、平成19年2月に策定しました。

その後、平成23年4月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、これまでに第4次登米市男女共同参画基本計画に至るまで策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

(2) 現状と課題を捉えた方向性

第4次男女共同参画基本計画に基づき、各種事業を展開してきた結果、令和6年度に実施した登米市男女共同参画に関する市民アンケート（以下、「市民アンケート」という。）では、家庭生活・職場での男女の地位が平等だと思う人の割合は、前回の調査と比較して、約3%から5%上昇しており、性別による固定的な役割分担意識の解消については徐々に浸透してきていると考えられる一方で、男女の意識の差は拡大傾向にあることから、この隔たりを解消するため、啓発活動を継続的に取り組む必要があります。

また、今日、性のあり方が多様化しており、そのような人々への差別解消や多様な性のあり方への理解を深め、性別に関わりなく一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

さらに、男女共同参画の取組は、人々の生活環境の改善や誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現する社会づくりに繋がることからも、より一層の推進が必要です。

(3) 趣旨

第4次登米市男女共同参画基本計画の計画期間が令和7年度で終了することから、現状と課題を整理し、今後の方向性を捉え、男女共同参画の重要性について改めて認識し、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、第5次登米市男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、令和8年度からの「第三次登米市総合計画」における、まちづくりの基本政策の一つである「ともに寄り添い未来へつながるまちづくり」を具現化するための部門別計画として位置付けられ、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念に基づき策定するものです。

また、本計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画として位置付けるとともに、基本目標「働く場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画と位置づけ、各施策を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直します。

4 エス・ディー・ジーズ（持続可能な開発目標）との関係

サステイナブル デベロップメント ゴールズ
2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「S D G s : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「だれ一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標が設定されています。

S D G s が示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものであり、第三次登米市総合計画におけるまちづくりの基本計画にも取り入れています。

本計画においても「だれ一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてS D G s の達成に向けた施策を展開していきます。

S D G s には17の目標に紐づく169の具体的な達成基準（ターゲット）があり、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



目標5 ジェンダー※1平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。

資料：S D G s （持続可能な開発目標）目標5及び目標16のターゲット



※1 社会的、文化的につくられた性別のこと。生物的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念

第2章 市の現状

1 これまでの取り組み

登米市では、平成19年度に「第1次登米市男女共同参画基本計画」を策定し、平成23年度に「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な施策を推進するため、第3次登米市男女共同参画基本計画の策定を経て、令和3年度に第4次登米市男女共同参画基本計画を策定しました。

この計画では、3つの基本方針ごとに基本目標を定め、その中でも特に注力すべきものとして重点目標を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

重点目標 「男女間のあらゆる暴力の根絶」

男女平等に深刻な影響を及ぼす、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるということの意識啓発や学習機会の提供、被害者支援の相談窓口の周知に努めてきました。

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

重点目標 「地域における男女共同参画の推進」

地域社会では、性別による固定的な役割分担意識から生じる慣習等が依然として根強く残っていることから、地域活動に男女が共に参加及び参画することの必要性や重要性について啓発をするとともに、男女が共に支え合う地域づくりを推進してきました。

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

重点目標 「子育てにおける男女共同参画の推進」

男性の家事や育児等への参加について意識啓発を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)^{※2}を推進することで、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに取り組んできました。

※2 やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと

2 第4次基本計画の達成状況

第4次基本計画の基本方針の達成状況を把握するため、令和6年9月に市民3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。回収状況は、有効回答数982件、回答率32.7%です。

なお、本計画において第4章に引用している市民アンケート調査結果の数値について、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

第4次基本計画の目標値について

(単位：%)

項目	第1次 基本計画 (H19～H23)	第3次 基本計画 (H28～R2)	第4次 基本計画 (R3～R7)	
	調査値 (H23. 1)	調査値 (H30. 11)	調査値 (R6. 9)	目標値
「基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」				
「男女共同参画」の具体的な内容の認知度	72.0	67.6	72.7	100
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	55.5	66.1	75.9	90
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	79.8	72.4	75.9	100
「基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり」・「基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり」				
家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合	27.7	28.7	32.4	50
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.2	22.9	28.2	50
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	19.4	26.4	26.2	50
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	11.8	13.3	13.3	50
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的な内容の認知度	33.3	47.1	54.1	60
政策・方針決定過程への女性の参画	基準日 H23. 4. 1	基準日 R2. 4. 1	基準日 R7. 4. 1	目標値
女性委員がいる審議会等の割合	66.7	75.5	82.6	100
審議会等における女性委員の登用割合	26.1	24.1	24.2	40

※ 調査値：「男女共同参画に関する市民アンケート」による

市民アンケート調査の結果、基本方針Ⅰの「男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」では、「男女共同参画の具体的内容の認知度」や「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識を持たない人の割合が前回の調査から全体的に上昇傾向にあります。

男女の人権尊重や各種社会における制度や慣習についての配慮、家庭生活と他の活動の両立への実質的な意識は徐々に浸透しつつあるものと考えられます。

また、「DV^{※3}の相談窓口の認知度」は前回調査値より微増となっており、男女平等に深刻な影響を与える男女間の暴力の根絶に向け、高校生を対象としたデートDV予防啓発講座やDVに関する相談・支援体制の周知啓発などの施策を継続して実施します。

基本方針Ⅱの「男女が共に参画するまちづくり」及び基本方針Ⅲの「男女共同参画の環境を整備するまちづくり」では、家庭生活や職場において男女の地位が平等だと思う人の割合は前回調査値よりも上昇傾向にありますが、男女の意識の差は拡大傾向にあることから、その隔たりを解消するための啓発活動を継続して展開していくことが重要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの認知度については着実に上昇しており、男女共同参画社会の実現に向けて、「学校や社会教育の場で学ぶ機会を提供」、「子育てを支援する施設・サービスの充実」、「企業や事業主を対象とした啓発」が必要との意見が高い割合となっていることから、社会全体でその醸成に向けた取組を進める必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画の推進に係る「審議会等における女性委員の登用割合」は、第1次基本計画がスタートした平成19年4月の20.6%と比較して、令和7年4月には24.2%と上昇していますが、県平均30.5%には届いていない状況です。

また、「女性委員がいる審議会等の割合」については、平成19年4月は66.7%で県平均71.6%を下回っていましたが、令和7年4月は82.6%と県平均80.9%を上回っています。

しかしながら、審議会等の委員の選任については、多様な人材の登用が進んでいないことから、政策・方針決定過程への女性の委員登用について引き続き積極的に推進します。

※3 DVとは、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人から受ける暴力を指します。

第3章 第5次基本計画策定の基本的な考え方

1 策定に当たっての視点

第5次登米市男女共同参画基本計画は、国の制度改正や社会情勢の変化、登米市男女共同参画の施策に関する推進状況、市民アンケート調査の結果等から見える市の現状と今後の課題を踏まえた具体的な施策の体系をまとめたものです。

市民アンケート調査の結果に基づく第4次登米市男女共同参画基本計画の目標値における達成度は上昇の傾向にあるものの、基本方針及び基本目標については、本市の目指す男女共同参画実現の根幹として、更なる男女共同参画社会の推進を図るため、第4次基本計画の内容を引き継ぎます。

なお、計画の策定に当たっての視点は下記のとおりです。

(1) 市民ニーズ等の変化への対応

令和6年度に実施した市民アンケート調査結果に基づき、これまでの施策に対する課題の洗い出し、市民ニーズに柔軟に対応していきます。

(2) 社会情勢の変化への対応

男女がお互いに尊重、協力し合うことで家庭と仕事を両立させ、地域づくりに参加及び参画できる環境づくりを推進することにより、人口減少や少子高齢化の進行、働き方の多様化などの社会情勢の変化にも対応できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 関係法令や制度改革等への対応

男女共同参画社会基本法をはじめとした関係法令を尊重し、国や県の動向を踏まえた内容とします。

2 計画の推進

計画の推進においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組むこととし、条例に基づき、毎年、施策の実施状況等を公表します。

3 計画の重点目標

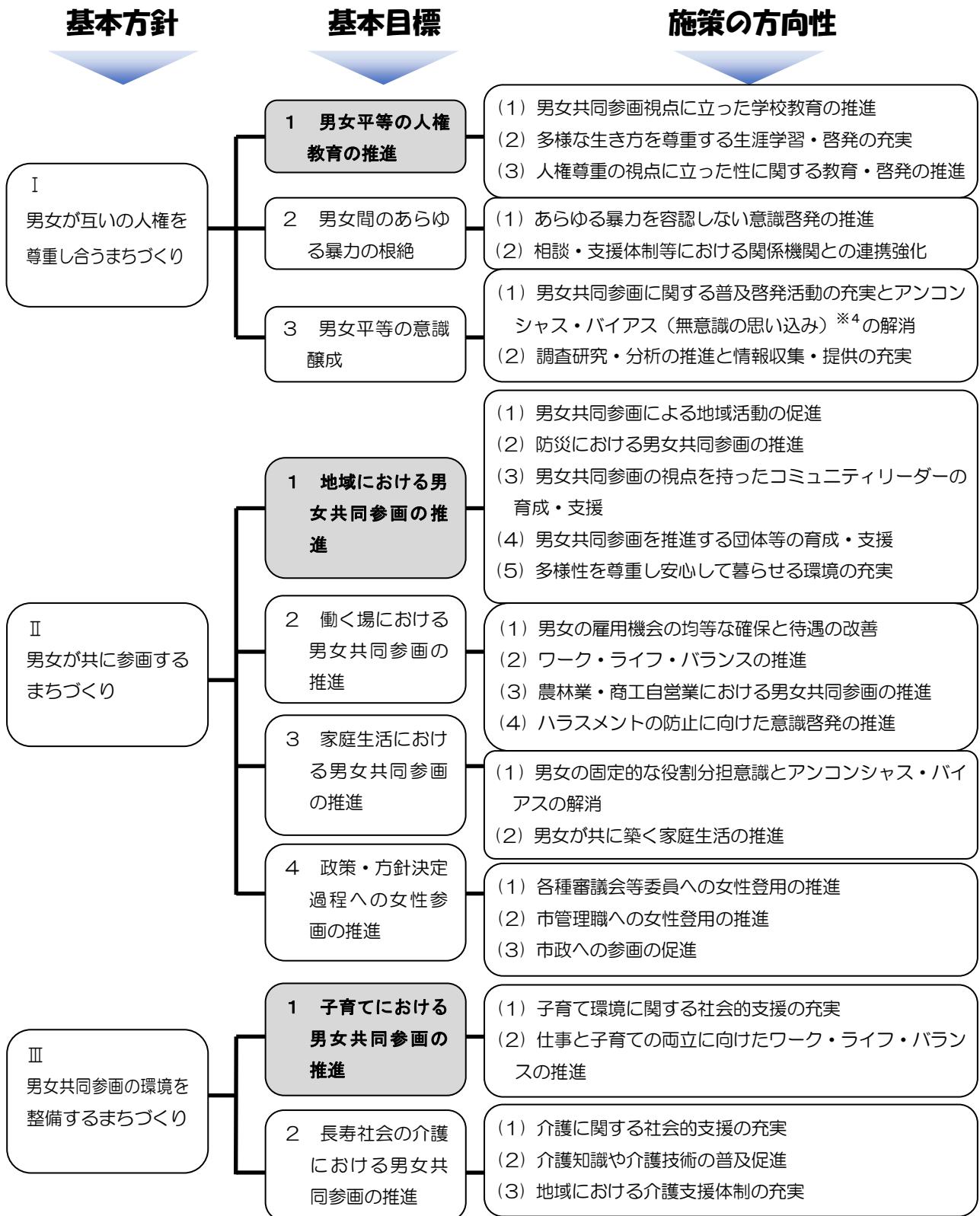
計画期間内に取り組むべき目標を次の3つとし、特に重点的に施策を展開します。

基本方針と重点目標

- I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり…「男女平等の人権教育の推進」
- II 男女が共に参画するまちづくり…「地域における男女共同参画の推進」
- III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり
…「子育てにおける男女共同参画の推進」

4 計画の体系

計画の体系は、本市が目指す男女共同参画社会実現のための根幹となるものであり、第4次基本計画の基本方針や基本目標を引き継ぎ、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画社会」の実現に向け、これまでの取組を発展させながら着実に推進します。



※基本計画の重点目標を太字で記載しています

※4 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに持っている、既成概念、固定観念。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法で定めています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場でお互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくために意識を改革することが必要です。

《現状と課題》

男女平等・男女共同参画の基礎となる人権尊重という観点では、性別や年齢・立場の違いや障害の有無に関わらず、すべての人が一人の人間として尊重されることが重要です。

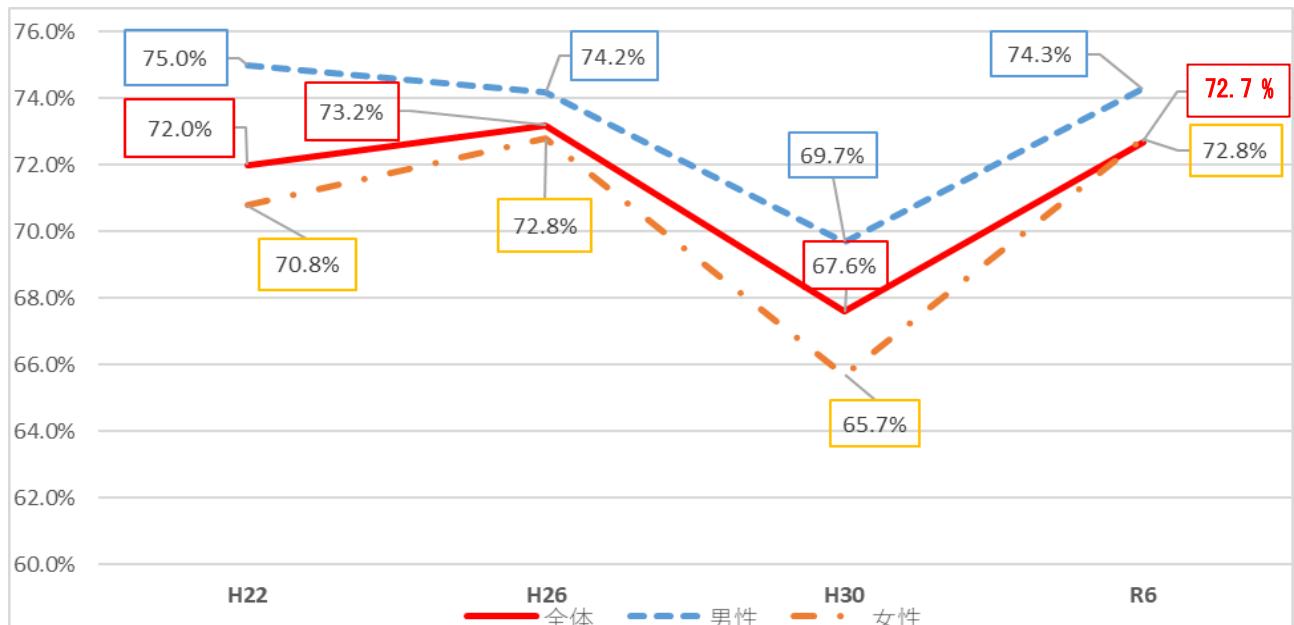
市民アンケート調査によると、男女共同参画に関する認知度が72.7%で、目標値の100%には及ばないものの、性別による固定的な役割分担意識を持たない人の割合は前回調査時より9.8%上昇の75.9%となり、各種取組により着実に浸透してきていることが分かりました。

しかし、家庭生活での男女の地位が平等だと思う人の割合は、前回調査と比較して3.7%上昇しているものの、男女の意識の差は拡大傾向にある状況です。

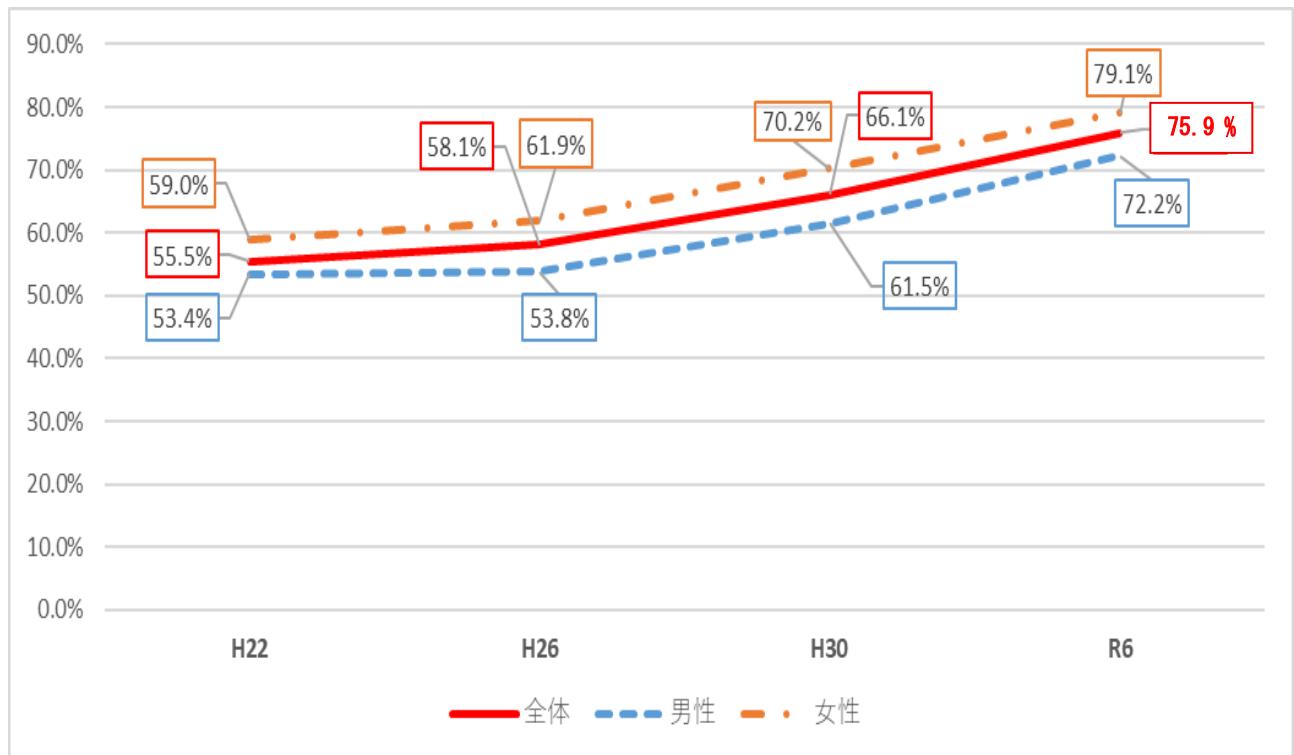
こうした状況を踏まえ、将来を担う子どもたちから、地域社会を構成する成人に至るまで、男女の意識の隔たりを解消するための男女平等の人権教育や啓発活動を進めるとともに、男女平等に深刻な影響を与える、男女間の暴力の根絶に向けた人権尊重の取組を継続的に推進する必要があります。

「男女共同参画の具体的な認知度」

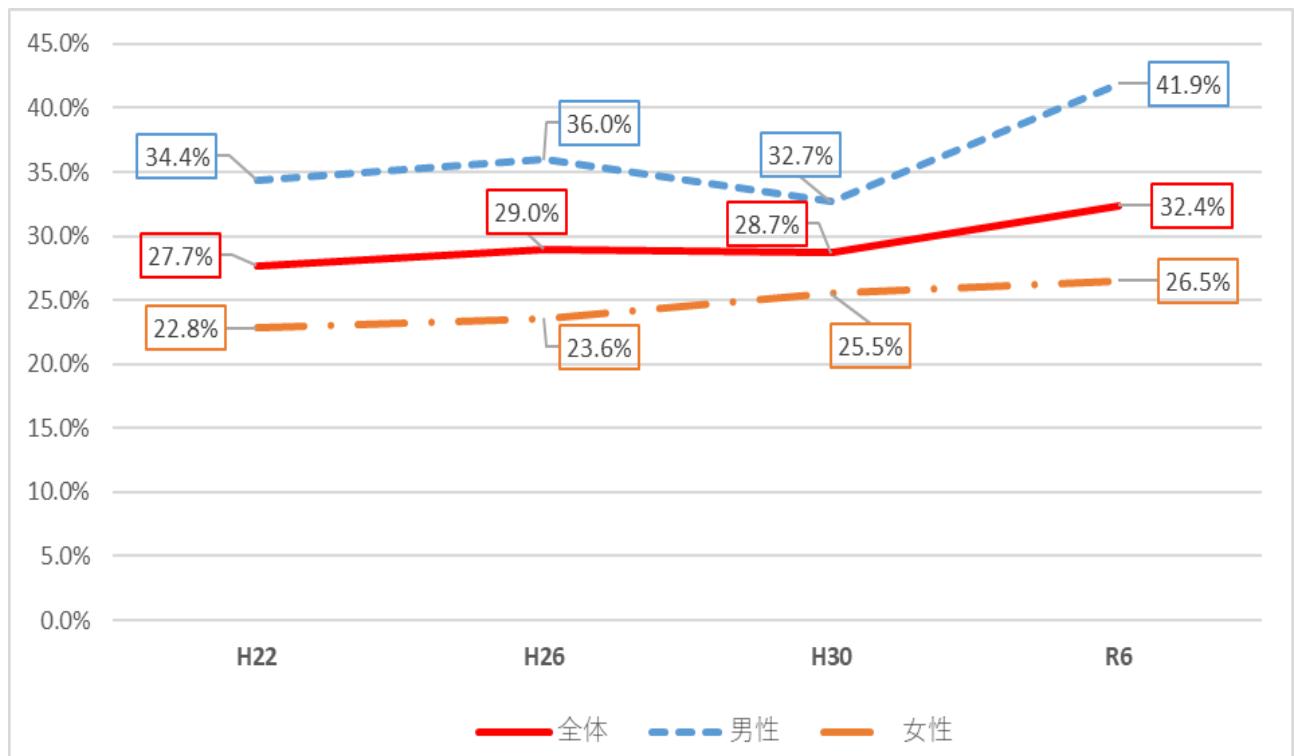
※男女共同参画の具体的な内容について、「知っている」または「言葉を見聞きしたことがある程度」と回答した人の割合



「男は仕事、女は家庭などの性別による固定的な役割分担意識を持たない人の割合」



「家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合」



基本目標1 男女平等の人権教育の推進 ★重点目標★

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が性別に関わりなく個人として尊重される男女平等の人権についての正しい知識と理解を持つことが重要です。

市民アンケート調査では、教育の場の中で男女の地位が「平等になっている」と感じている人が47.8%となっており着実に浸透していると考えられますが、引き続き教育の場での意識啓発に取組ます。

また、LGBTQ+^{※5}の認知度については「言葉を見聞きしたことがある程度」が55.4%と最も多く、相談窓口についても、「知らない」が57.3%と高い割合を示しています。

こうした状況を踏まえ、性のあり方で少数とされる人々への差別解消等の意識啓発を進めるとともに、相談窓口の効果的な周知と学校等における学習機会の推進、情報提供の充実を図ります。

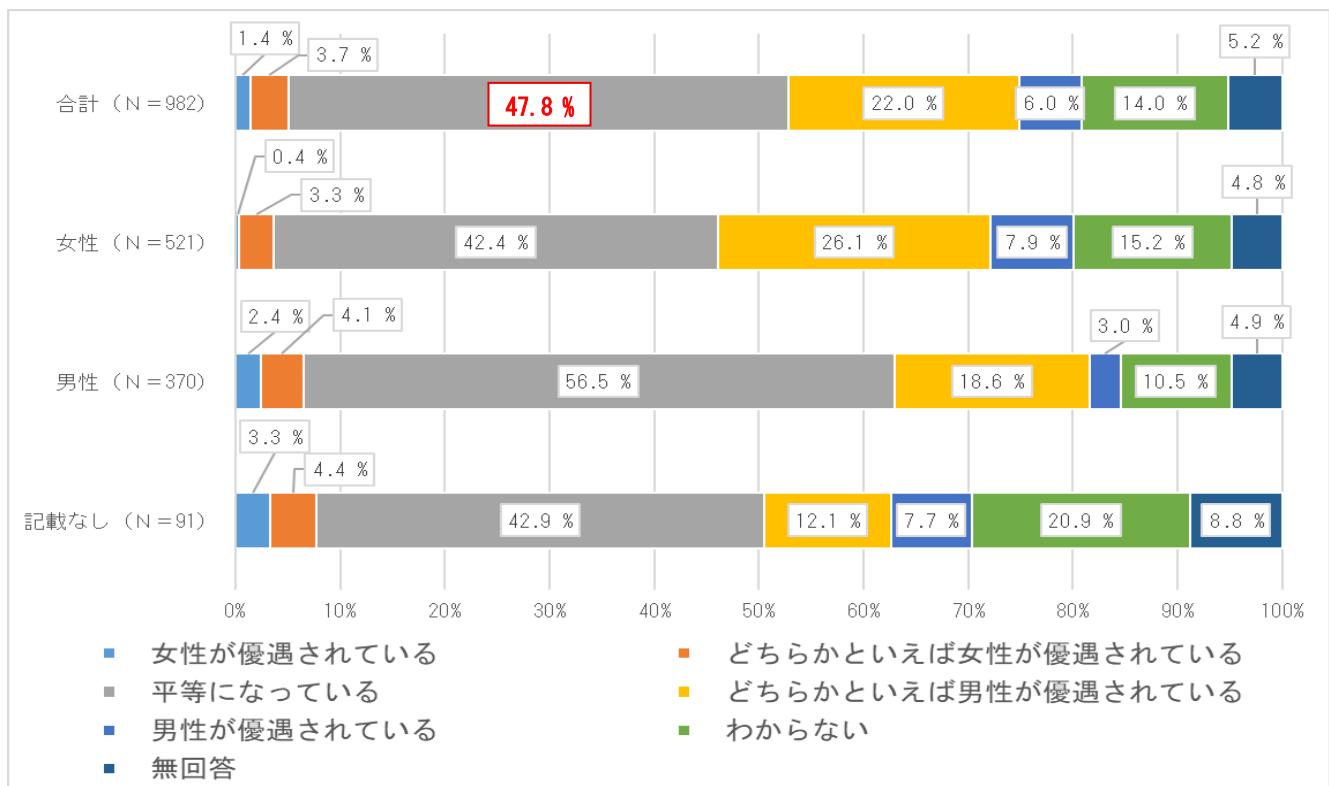
施策の方向性

- (1) 男女共同参画視点に立った学校教育の推進
- (2) 多様な生き方を尊重する生涯学習・啓発の充実
- (3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の推進

「あなたは教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか」

[回答者 合計 982人 女性 521人 男性 370人 記載なし 91人]

[全体]



※5 性的指向や性自認に関する多様なあり方を表す言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。

「各分野における男女の平等について」

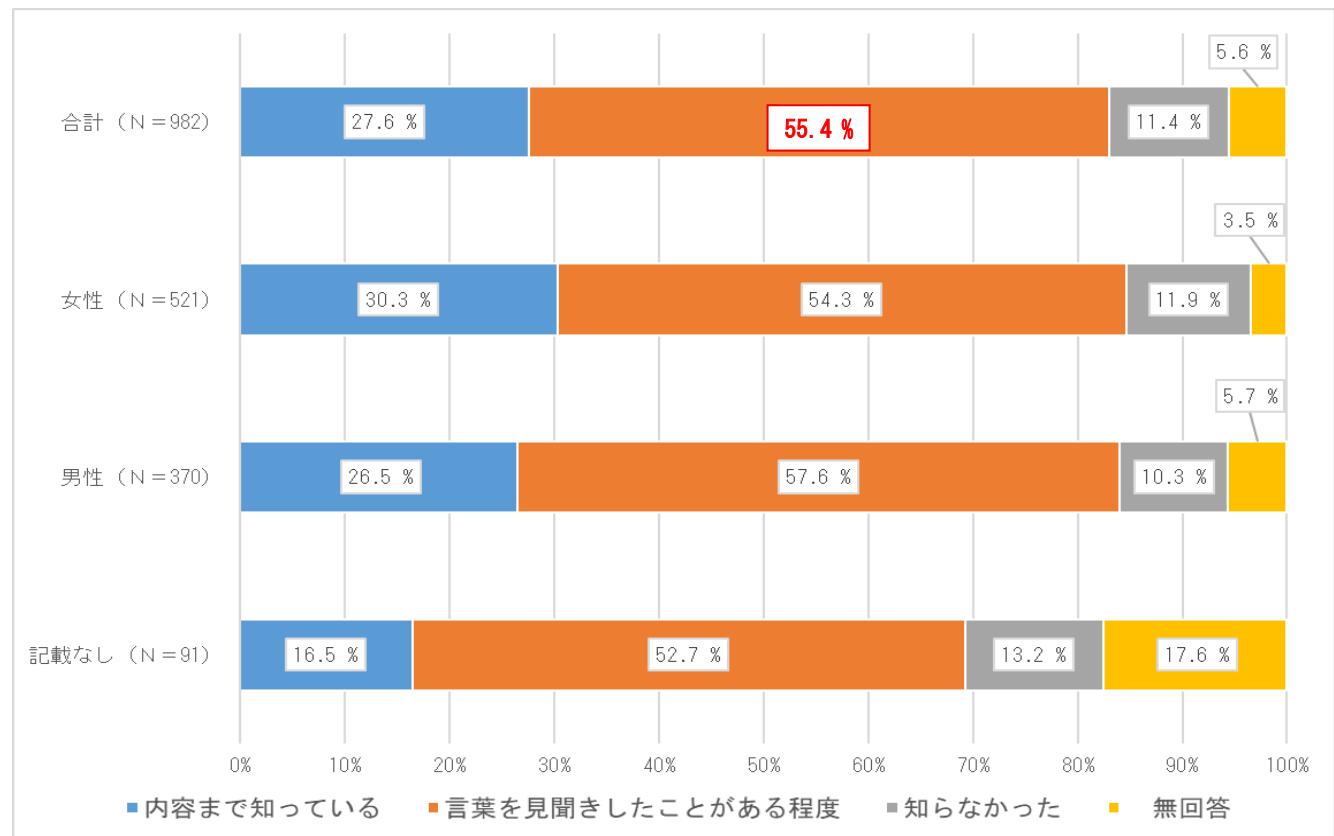
[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人] 単位：%

分野	平等になっている				内閣府調査 R6. 9
	区分	今回調査 R6. 10	前回調査 H30. 11	比較差	
家庭の中で	男性	41. 9	32. 7	9. 2	37. 4
	女性	26. 5	25. 5	1. 0	23. 6
	総計	32. 4	28. 7	3. 7	30. 0
職場の中で	男性	34. 1	24. 3	9. 8	29. 3
	女性	25. 5	21. 9	3. 6	22. 8
	総計	28. 2	22. 9	5. 3	25. 8
地域の中で	男性	34. 9	29. 0	5. 9	44. 0
	女性	20. 2	23. 6	-3. 4	37. 0
	総計	26. 2	26. 4	-0. 2	40. 3
しきたりや慣習で	男性	16. 2	15. 3	0. 9	21. 5
	女性	11. 1	11. 8	-0. 7	11. 8
	総計	13. 3	13. 3	0	16. 3
法律や制度の上で	男性	43. 5	39. 4	4. 1	44. 1
	女性	21. 7	22. 2	-0. 5	33. 1
	総計	30. 7	29. 6	1. 1	38. 2
政治の場で	男性	21. 1	18. 6	2. 5	13. 8
	女性	11. 5	7. 7	3. 8	5. 6
	総計	15. 6	12. 7	2. 9	9. 4
教育の場で	男性	56. 5	48. 8	7. 7	73. 8
	女性	42. 4	40. 9	1. 5	67. 4
	総計	47. 8	44. 1	3. 7	70. 4
社会全体として	男性	25. 4	19. 2	6. 2	21. 9
	女性	14. 8	11. 5	3. 3	12. 2
	総計	19. 1	14. 9	4. 2	16. 7

※出典 「男女共同参画社会に関する世論調査報告書」内閣府 令和6年9月調査

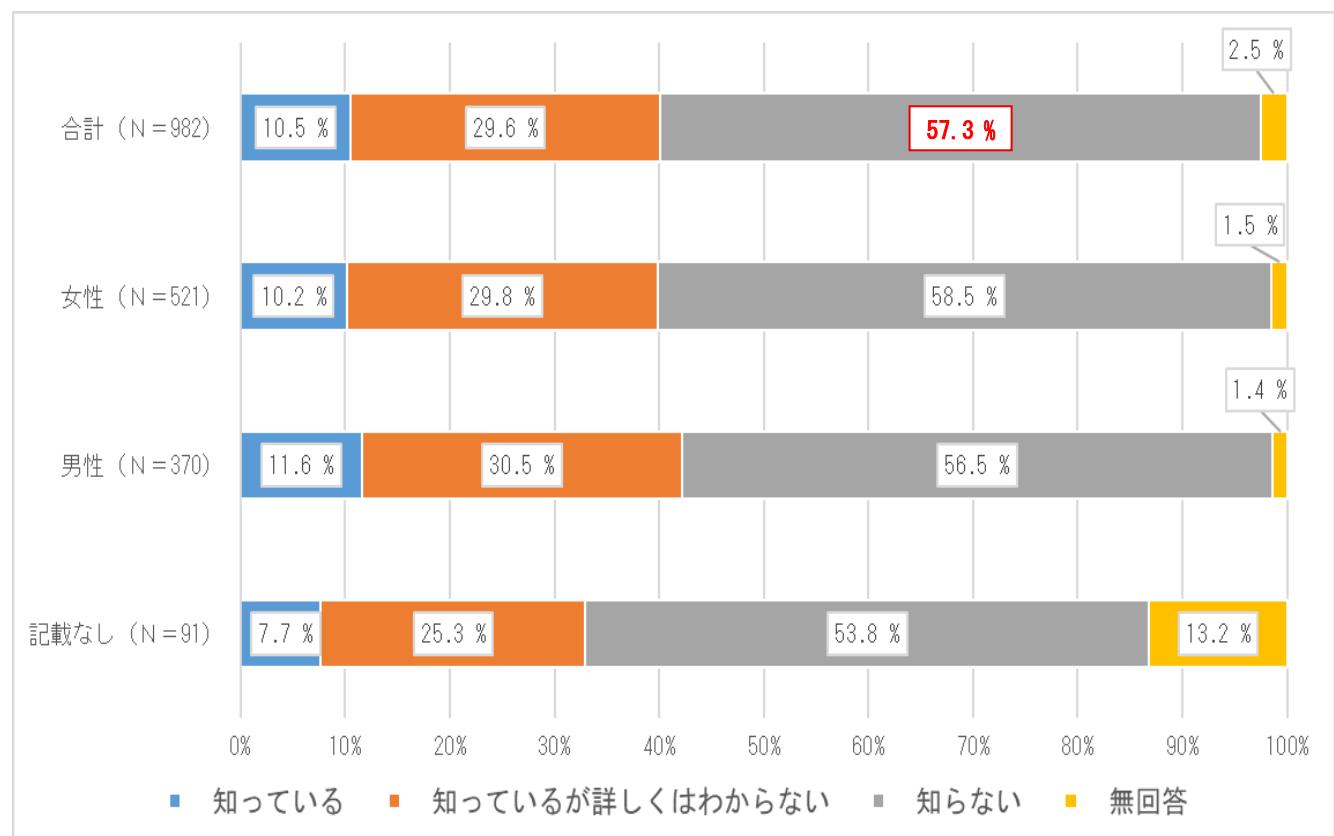
「あなたは、性的マイノリティの総称の1つとして使用されている LGBTQ+（プラス）について知っていますか」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人]



「多様な性のあり方や性的マイノリティに関する相談窓口があることを知っていますか」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人]



基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

市民アンケート調査では、DVの被害を受けたり、身近で見聞きしたことが「ある」と回答した人が37.9%と高い割合を示しましたが、「DV相談窓口が、国及び県、市、警察にそれぞれあることを知っていますか」という設問には「知っているが詳しくはわからない」が44.0%と最も多い結果でした。

また、「DVを防ぎ、被害を受けた方を支援していくためにどのようなことが必要か」との設問には「住むところや仕事について相談できる専門機関の設置」が47.3%と最も多く、次に「犯罪行為であることの周知啓発の徹底」が38.1%となっています。

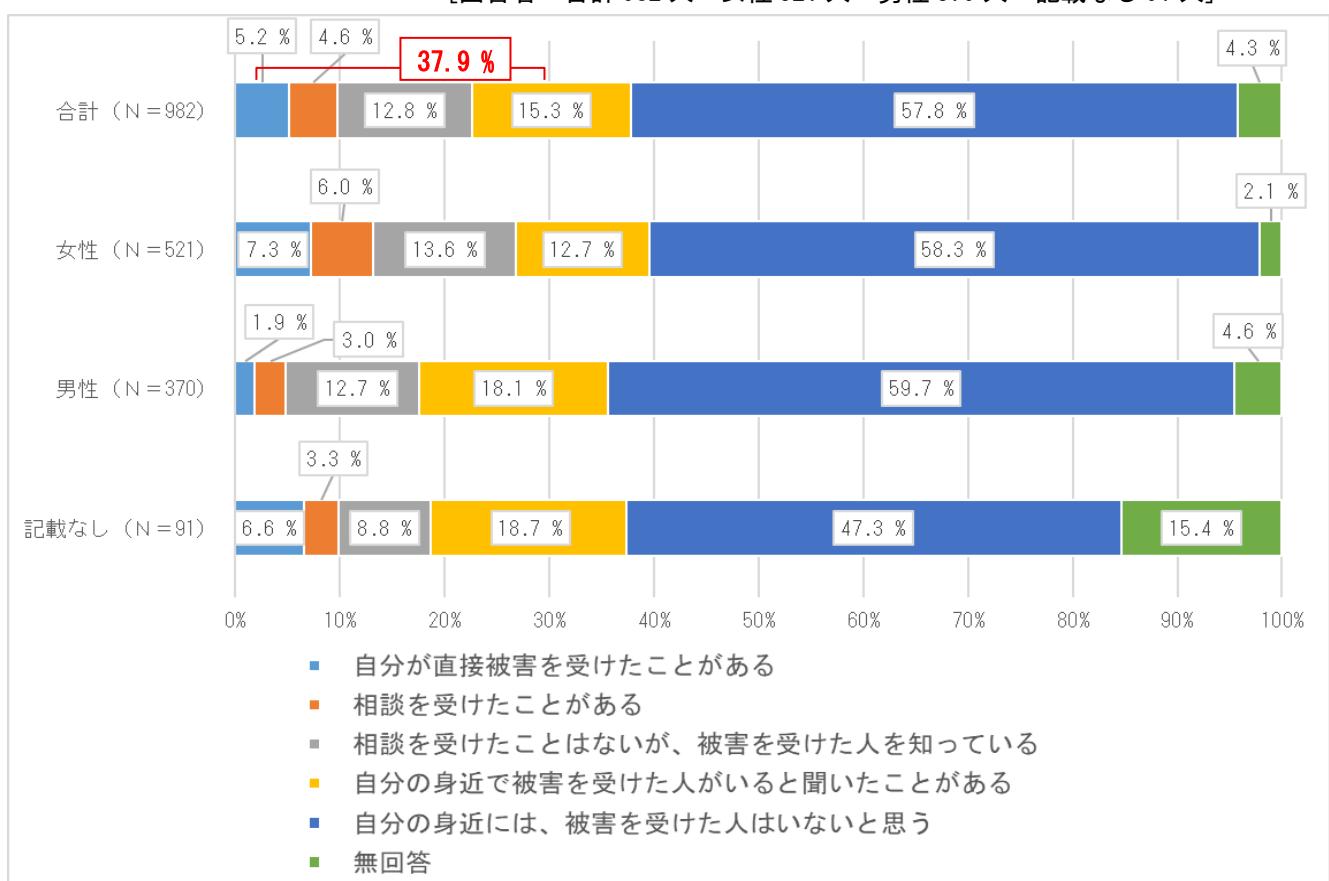
こうした状況を踏まえ、専門機関との連携を強化するとともに、相談窓口の一層の周知と意識啓発に向けて、学習機会の充実を図ります。

施策の方向性

- (1) あらゆる暴力を容認しない意識啓発の推進
- (2) 相談・支援体制等における関係機関との連携強化

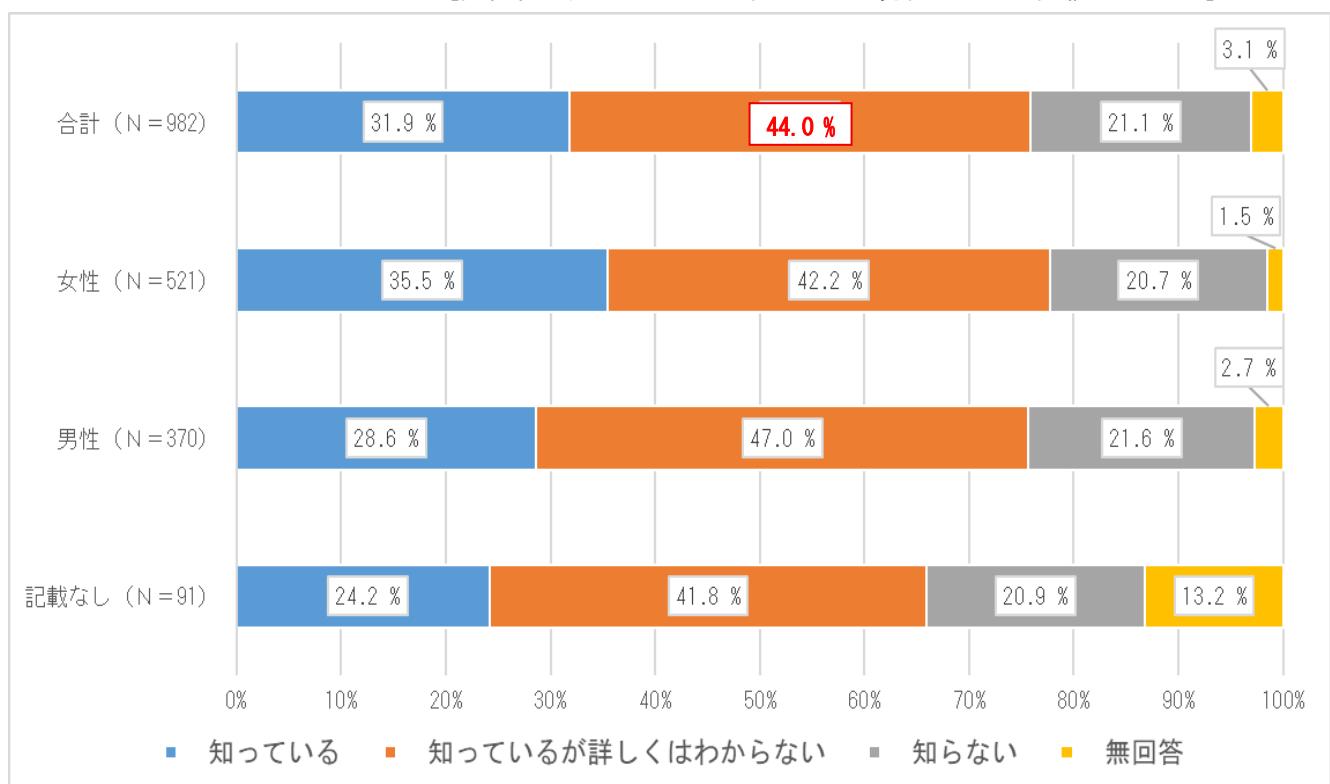
「DVの被害を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



「DV相談窓口が、国及び県、市、警察にそれぞれあることを知っていますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



「DVを防ぎ、被害を受けた方を支援していくためにどのようなことが必要だと思いますか（複数回答）」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人] 単位：%

質問	合計	女性	男性	記載なし
人権や男女平等に関する学校教育を進める	11.8	9.0	16.2	9.9
DVは人権侵害であり、犯罪となる行為であることの周知啓発の徹底	38.1	37.0	39.5	38.5
被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす	29.3	30.5	29.7	20.9
110番したら警察官が駆けつけてくれる	18.2	16.7	17.3	30.8
被害から逃れた（逃れようとする）方が、住むところや仕事などについて相談できる専門機関の設置	47.3	51.4	44.3	35.2
被害から逃れた方が経済的に自立するための住居の提供や、就業支援及び資金貸与	26.9	29.0	26.2	17.6
（トラブルを抱えた夫婦間・恋人間の）子どものことについて相談したり、一時的に預かったりしてくれる体制等の整備	14.8	16.7	13.2	9.9
加害者に対するカウンセリングやサポートを進める	10.8	13.8	8.1	4.4
その他	1.4	1.3	1.6	1.1
無回答	4.4	3.1	3.8	14.3
合計	—	—	—	—

基本目標3 男女平等の意識醸成

慣習やしきたりによる「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに基づく行動を変えることは容易ではありません。

市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答した人が全体で75.9%を占めました。

しかし、「社会全体として男女の地位は平等になっていると思うか」という設問には、「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人が60.3%と最も多く、男女の差が存在していると考える人が多いのが現状です。

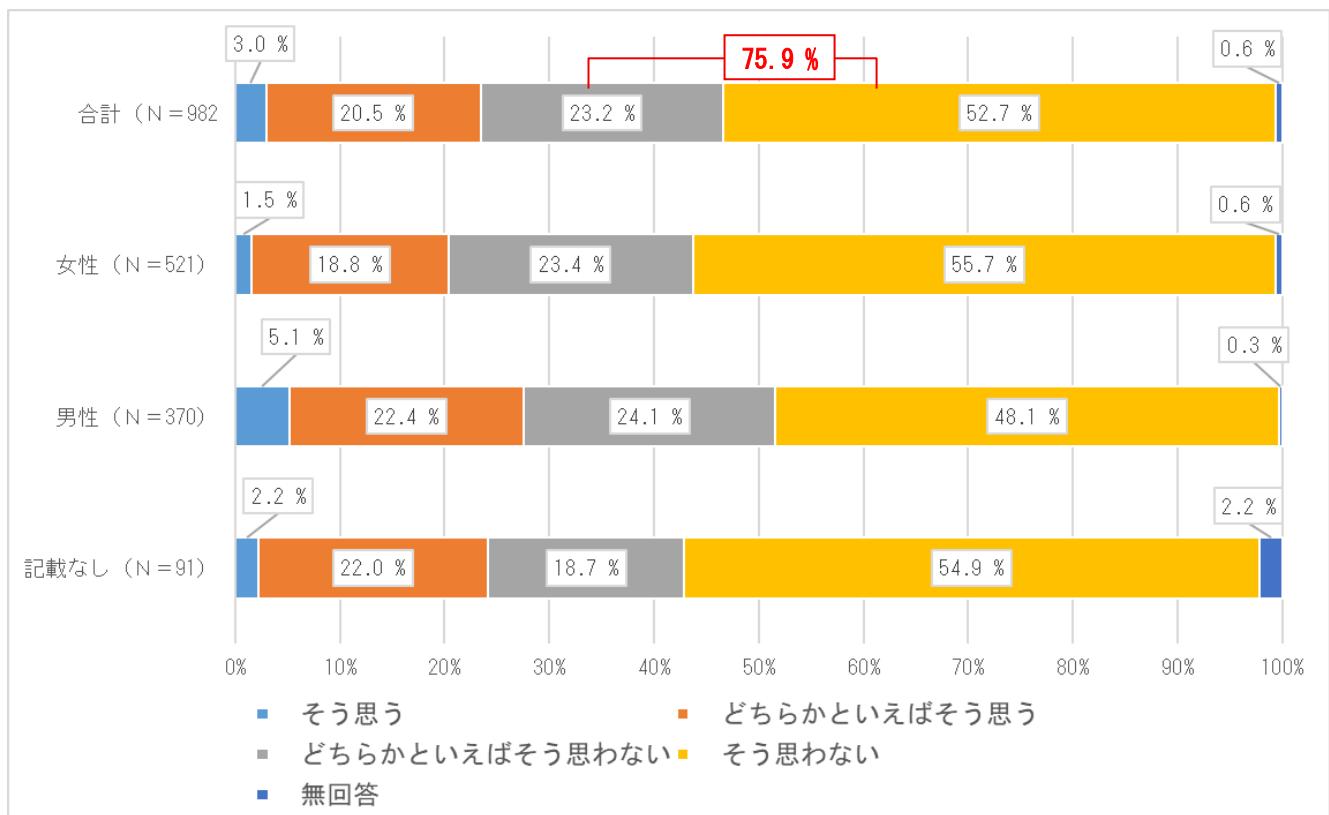
こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の意義について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進します。

施策の方向性

- (1) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実とアンコンシャス・バイアスの解消
- (2) 調査研究・分析の推進と情報収集・提供の充実

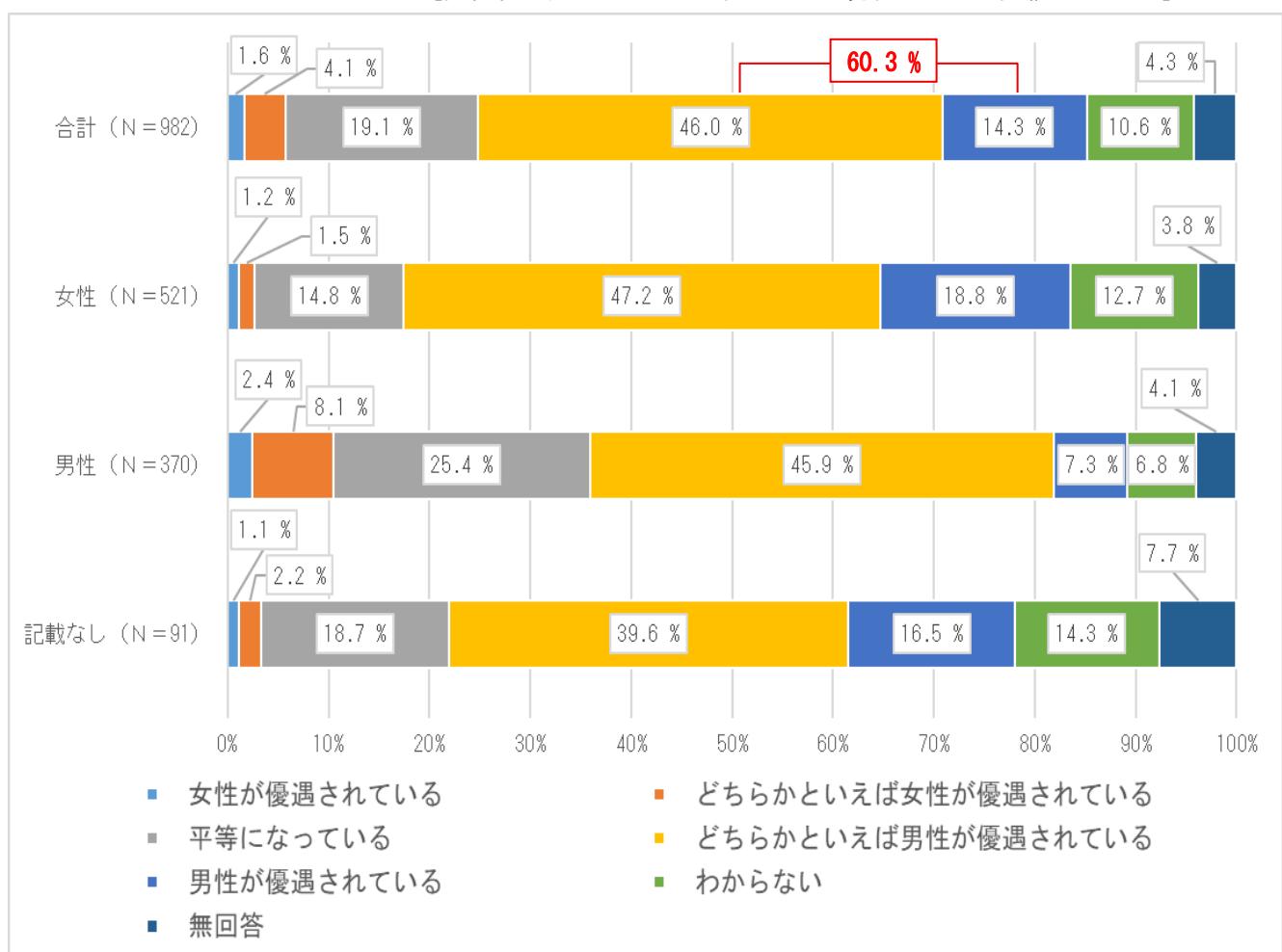
「男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思いますか」

[回答者 合計 982人 女性 521人 男性 370人 記載なし 91人]



「あなたは社会全体として男女の地位は平等になっていると思いますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

男女が共に社会のあらゆる場に参画していくためには、家庭や仕事、地域においてバランスよく活動できる環境づくりが必要です。

少子高齢化が進行する中で、仕事と育児、介護などを両立できるよう、男女が協力してワーク・ライフ・バランスを、社会全体で推進していくことが重要です。

《現状と課題》

男女が共に社会のあらゆる活動に参加及び参画していくためには、家庭・職場・地域において各自が調和のとれた活動をすることができるような環境づくりが重要です。

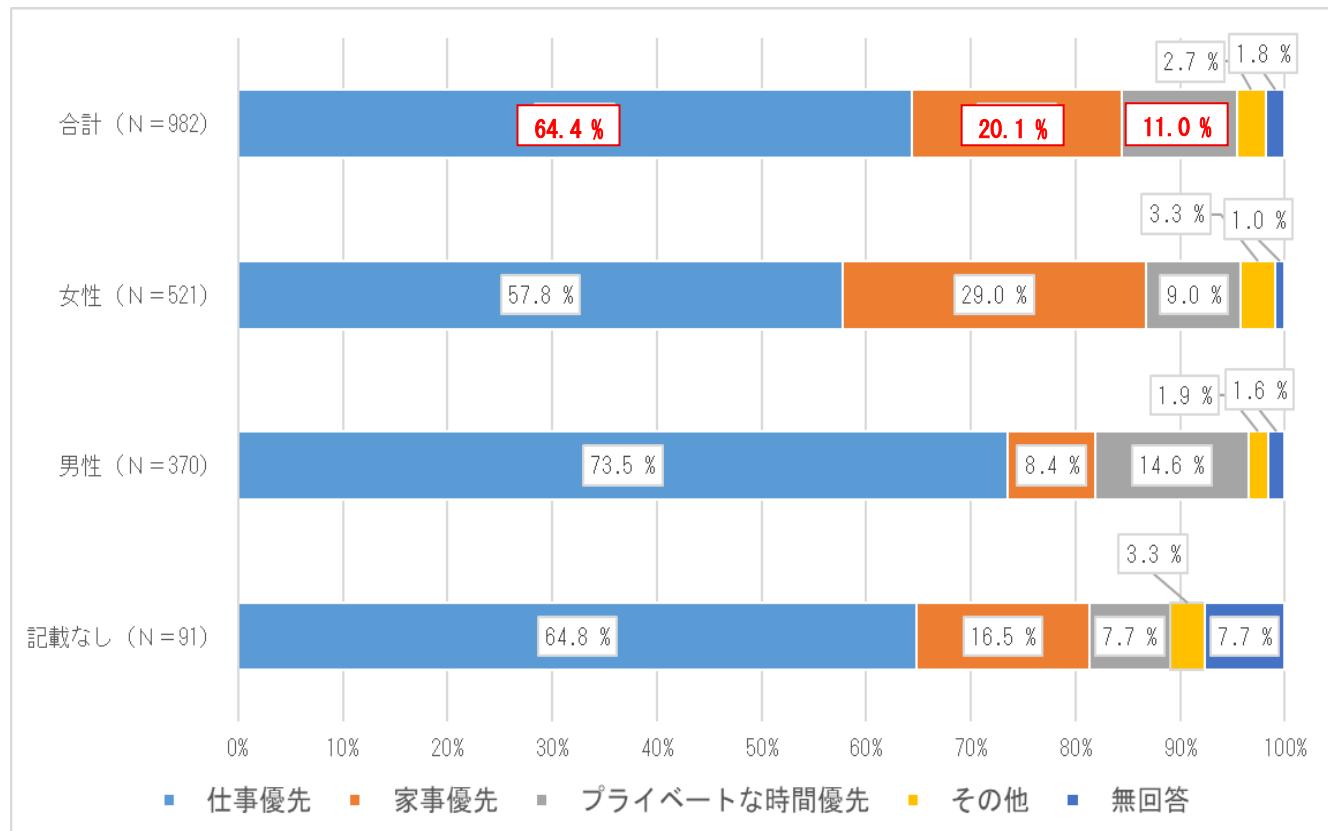
市民アンケート調査によると、仕事と家事、プライベートな時間のうち、現状で優先度が高いのは仕事の 64.4%となっており、家事が 20.1%、プライベートな時間の 11.0%と比較すると、生活の中心が仕事に偏っていることが分かります。しかし、理想についての設問には、プライベートな時間が 66.1%と最も高く、家事の 14.4%、仕事の 11.0%と続き、理想と現実の間には大きな乖離があることが分かりました。

こうした状況は、家庭・職場・地域での男女共同参画の実現を妨げる要因の一つと捉え、あらゆる社会活動に男女が共に参加及び参画していくためにも、ワーク・ライフ・バランスの推進に社会全体で取り組む必要があります。

「生活の中での、仕事・家事（育児・介護等）・プライベートな時間（趣味等）の優先度についてお答えください」

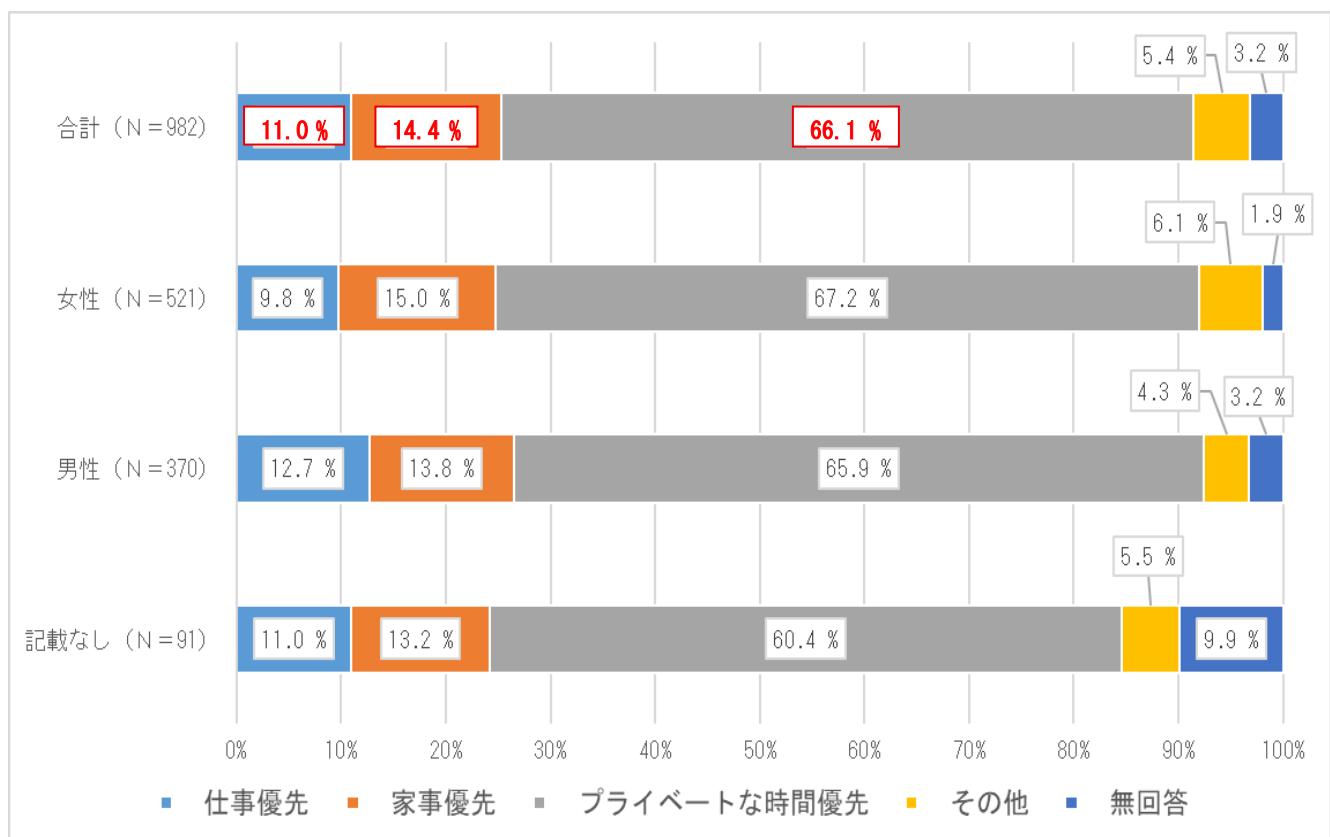
① 現状

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



② 理想

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



基本目標1 地域における男女共同参画の推進 ★重点目標★

多くの地域において、少子高齢化による急速な人口減少が進行しており、地域活動の担い手が不足するなど、地域を維持していくための課題が多く存在しています。

市民アンケート調査では、「コミュニティや行政区などの地域活動の方針決定の場に女性の参画が少ないのはなぜだと思いますか」の設問には、「女性は家事・育児・介護で忙しいから」が全体で44.2%と一番多く、次いで「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行があるから」が38.9%となっています。

また、「地域において男女共同参画を進めていくために必要なことは」の設問には、「地域に対する普及・啓発等の働きかけの推進」、「男女共同参画が進んでいる地域の情報提供」が合わせて63.9%と、地域内での意識改革が望まれています。

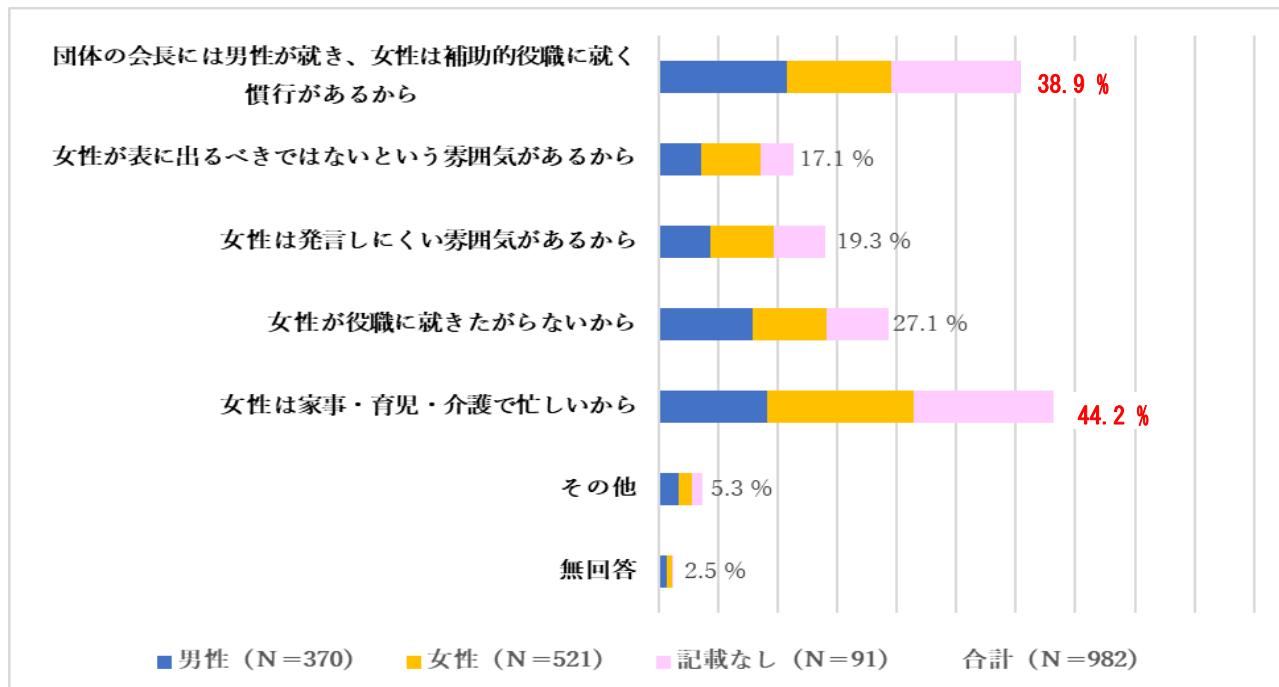
こうした状況を踏まえ、地域を維持していくために男女が共に活動に参加及び参画することの必要性や、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けて啓発をするとともに、多様な主体が支え合う地域づくりの実現に向けて、先進地の取組などを調査・分析し、情報提供の充実を図ります。

施策の方向性

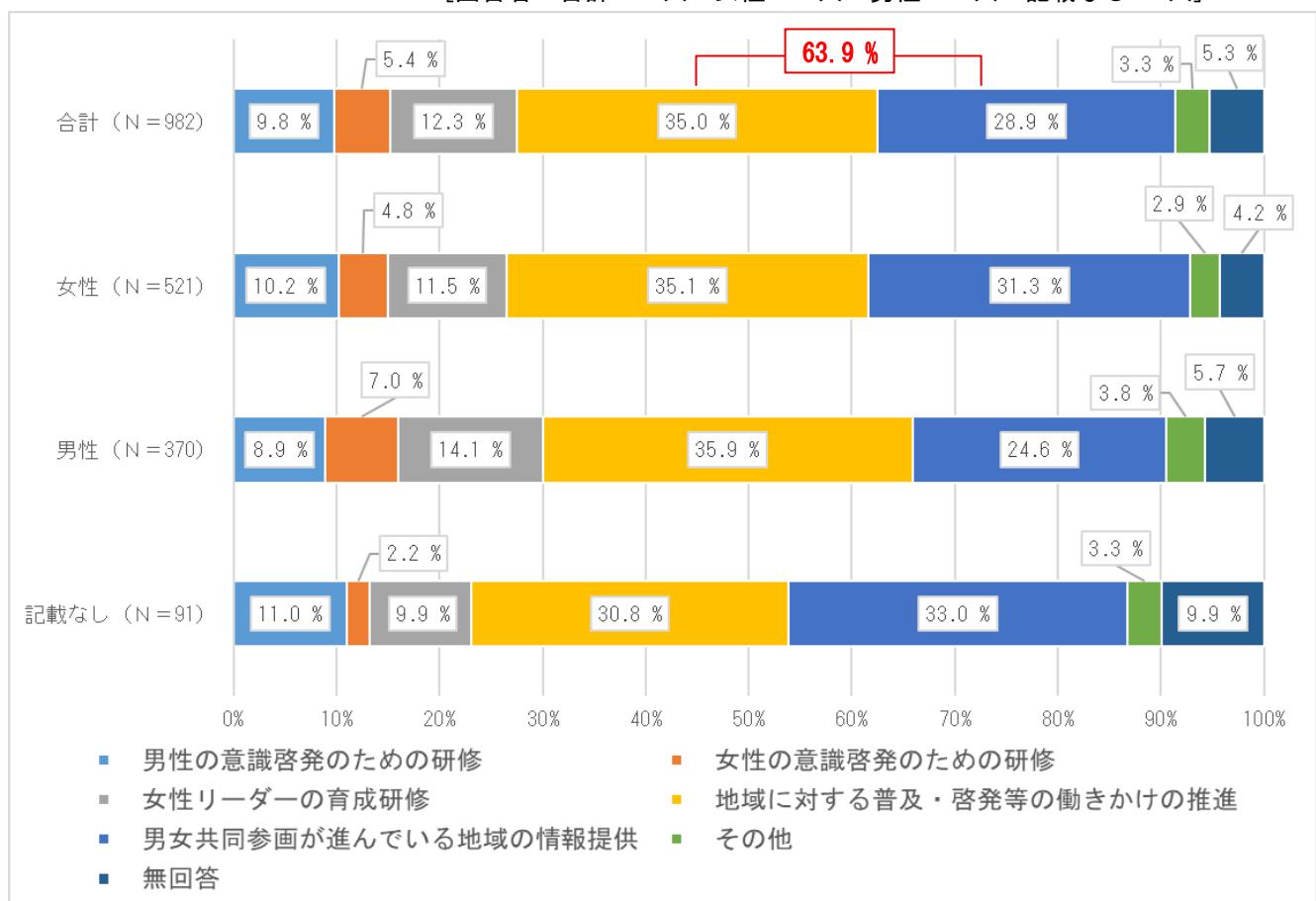
- (1) 男女共同参画による地域活動の促進
- (2) 防災における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援
- (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援
- (5) 多様性を尊重し安心して暮らせる環境の充実

「コミュニティや行政区などの地域活動の方針決定の場に、女性の参画が少ないのはなぜだと思いますか（複数回答）」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人]



「地域において男女共同参画を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか」
 [回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



基本目標2 働く場における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに加え、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働環境が、女性が職場で活躍する場が少ない要因のひとつと考えられています。

市民アンケート調査では、「管理職に昇進できるのであれば、昇進したいと思いますか」の設問には、63.0%の女性が「どちらかといえば昇進したくない」「昇進したくない」と回答しています。

また、「どのような状況になれば昇進したいと思いますか」の設問には、36.2%の女性が「管理職の仕事が魅力あるものに思える」、「長時間労働がない」、「休業、休暇が取りやすい」と回答しており、働き方の改善が昇進意欲の上昇に重要なことが分かります。

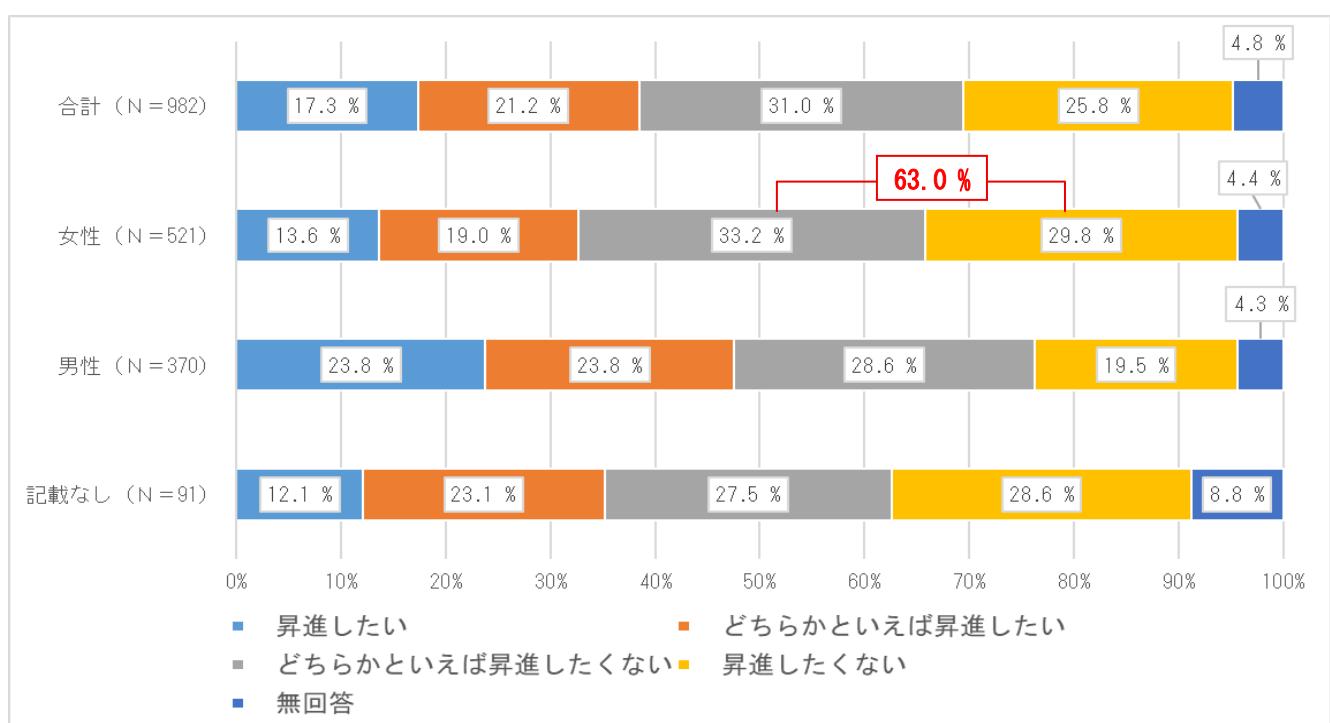
こうした状況を踏まえ、自分の能力を発揮して働きたいすべての人々が活躍できるよう、女性も男性も個々の事情や仕事の内容に応じて多様で柔軟な働き方を選択できる、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

施策の方向性

- (1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 農林業・商工自営業における男女共同参画の推進
- (4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

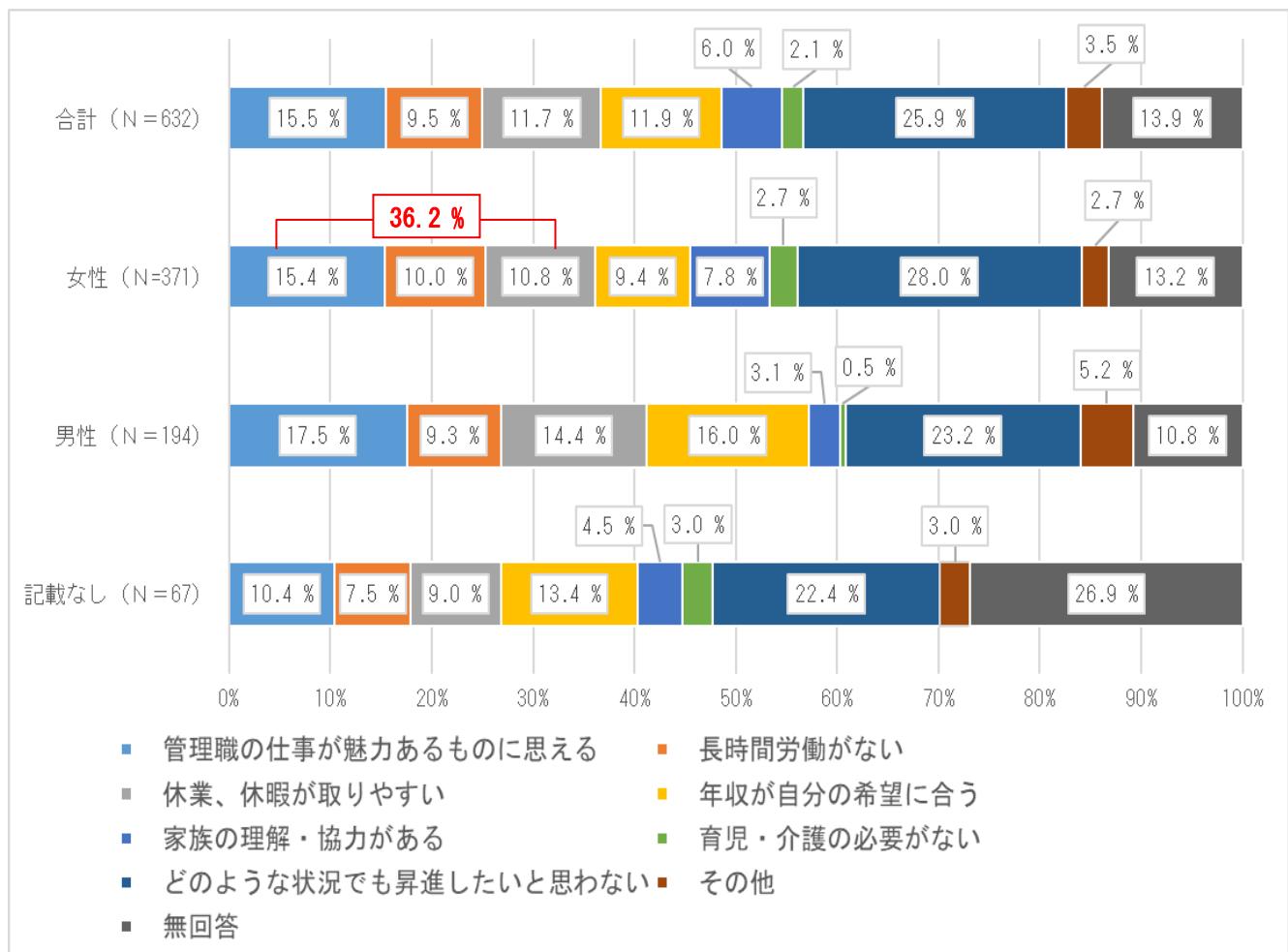
「あなたは、管理職に昇進できるのであれば、昇進したいと思いますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



「どちらかといえば昇進したくない」または「昇進したくない」と回答した方に伺います。
 「どのような状況になれば昇進したいと思いますか」

[回答者 合計 632 人 女性 371 人 男性 194 人 記載なし 67 人]



基本目標3 家庭生活における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなど、社会に根付いている性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行により、家庭での家事や育児、介護等が女性の仕事とされる傾向があり、女性の負担が大きくなっているのが現状です。

市民アンケート調査では、家事に関わる1日当たりの時間について、43.5%の男性が「していない」、「30分未満」と回答している一方、女性の49.3%が2時間以上と回答しており、男女間で大きな差が見られます。

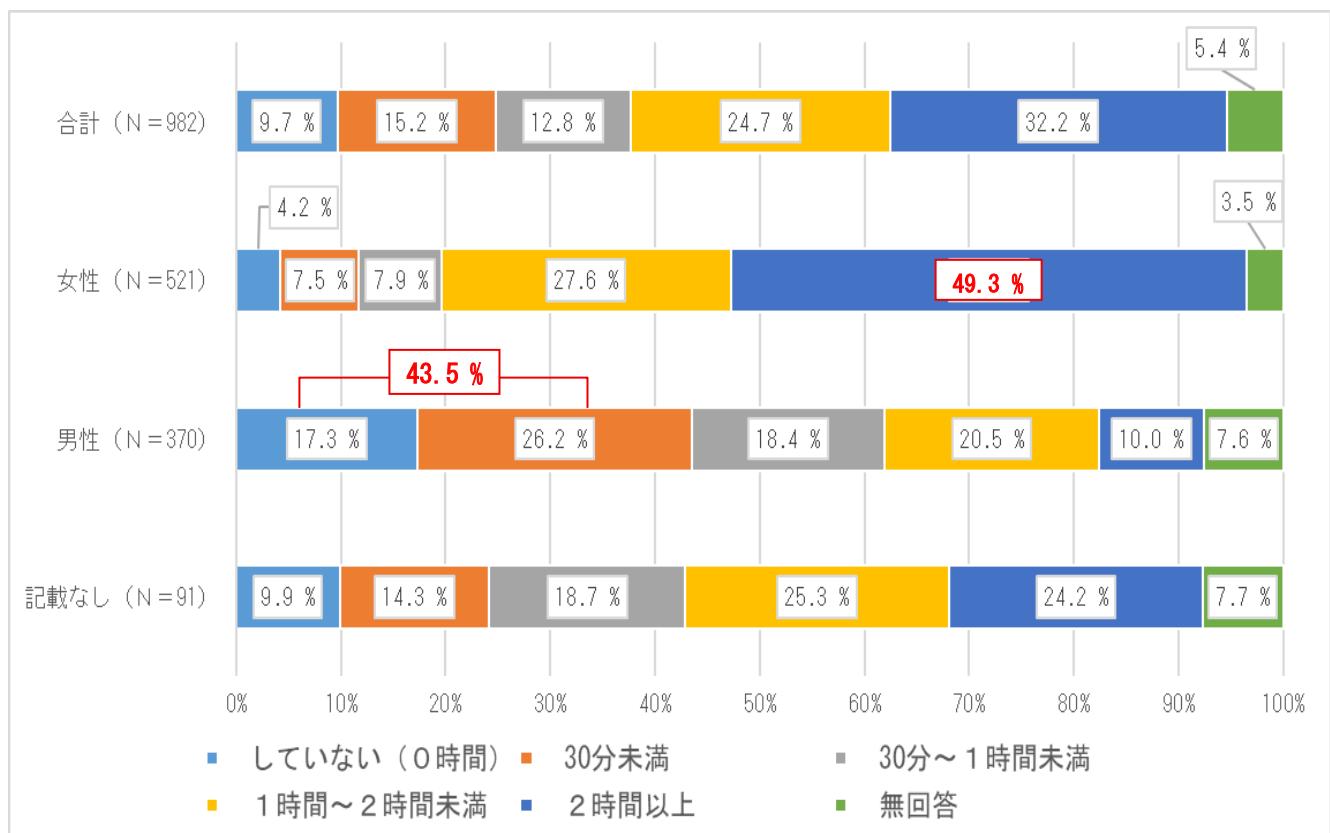
こうした状況を踏まえ、男女が共に築く家庭生活の実現を目指し、家庭と社会活動の両立が可能となるよう、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進します。

施策の方向性

- (1) 男女の固定的な役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消
- (2) 男女が共に築く家庭生活の推進

「あなたの家事に関わる時間は1日当たり、どのくらいですか」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人]



(参考)

全国平均値：男女別の家事関連時間※1（週全体平均）

男性平均 51分、女性平均 3時間24分

※1 「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」時間の計

※出典 「令和3年社会生活基本調査-生活時間に関する結果-結果の概要」 総務省統計局 令和4年

基本目標4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意見が公平かつ公正に反映され、均等に利益を得ることが必要であり、こうした機会の確保は、男女共同参画を進める上で重要な課題となっています。

のことから、本市の審議会や委員会等において、女性登用の拡大を推進します。

施策の方向性

- (1) 各種審議会等委員への女性登用の推進
- (2) 市管理職への女性登用の推進
- (3) 市政への参画の促進

政策・方針決定過程への女性の登用状況

(令和7年4月1日現在) 単位: %

No.	項目	登米市	宮城県平均
1	女性議員の割合	16.7	16.8
2	市役所の女性職員の割合	管理職	30.4
		うち一般行政職	10.4
		管理職以外の職員	47.0
		総 計	45.1
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況(R7.3.31現在)	小学校	25.6
		中学校	24.1
4	公民館長への女性の就任状況	14.3	17.1
5	自治会長への女性の就任状況	1.7	6.2
6	女性委員がいる審議会等の割合	83.9	80.9
7	審議会等における女性委員の登用割合	25.3	30.5

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

家族や地域を取り巻く状況は、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより大きく変化しており、生活形態も多様化しています。

一方、育児や介護等では、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによって、負担が女性に偏る傾向が見られます。

こうした状況を踏まえ、育児や介護等への男女の平等な参画のための環境づくりが求められています。

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現のためには、性別にとらわれることなく自らの選択で長い人生を設計できる環境の整備が必要です。

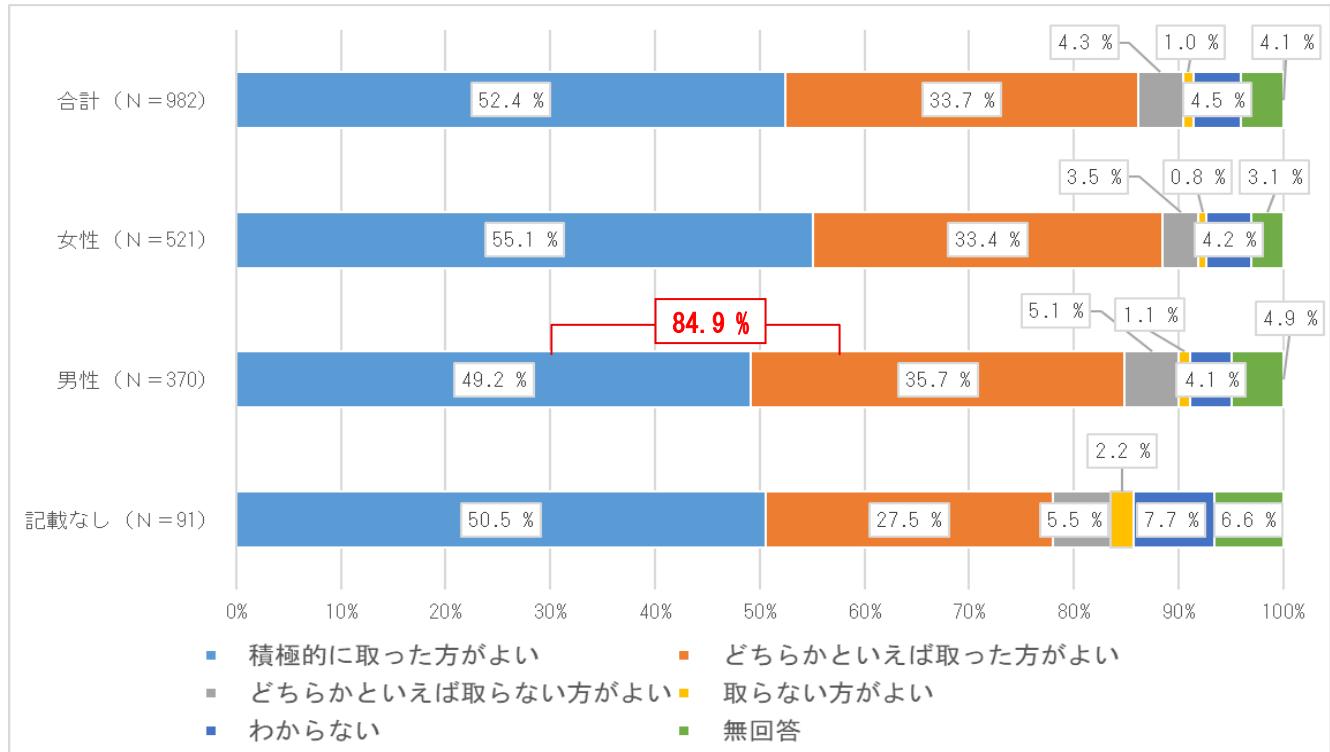
しかし、現状では性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる差別や区別が存在しています。

市民アンケート調査では 84.9% の男性が育児休業を取った方がよいと回答している一方で、「男性が育児休業や介護休業を取得できない、または取得しない理由をどう考えますか」の設問には、男性が各種休業制度を取得する前例がないこと、仕事への支障、上司の理解が得られないなど、職場環境を理由とする割合が 62.2% となっており、依然として仕事が優先され、男女が支え合いながら育児や介護に十分に取り組めていないことが分かります。

こうした状況を踏まえ、働き続けることを希望する男女が育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事の両立を難しく感じずに働き続けられるよう、育児や介護等へ男女が平等に参加及び参画するための環境づくりに継続して取り組む必要があります。

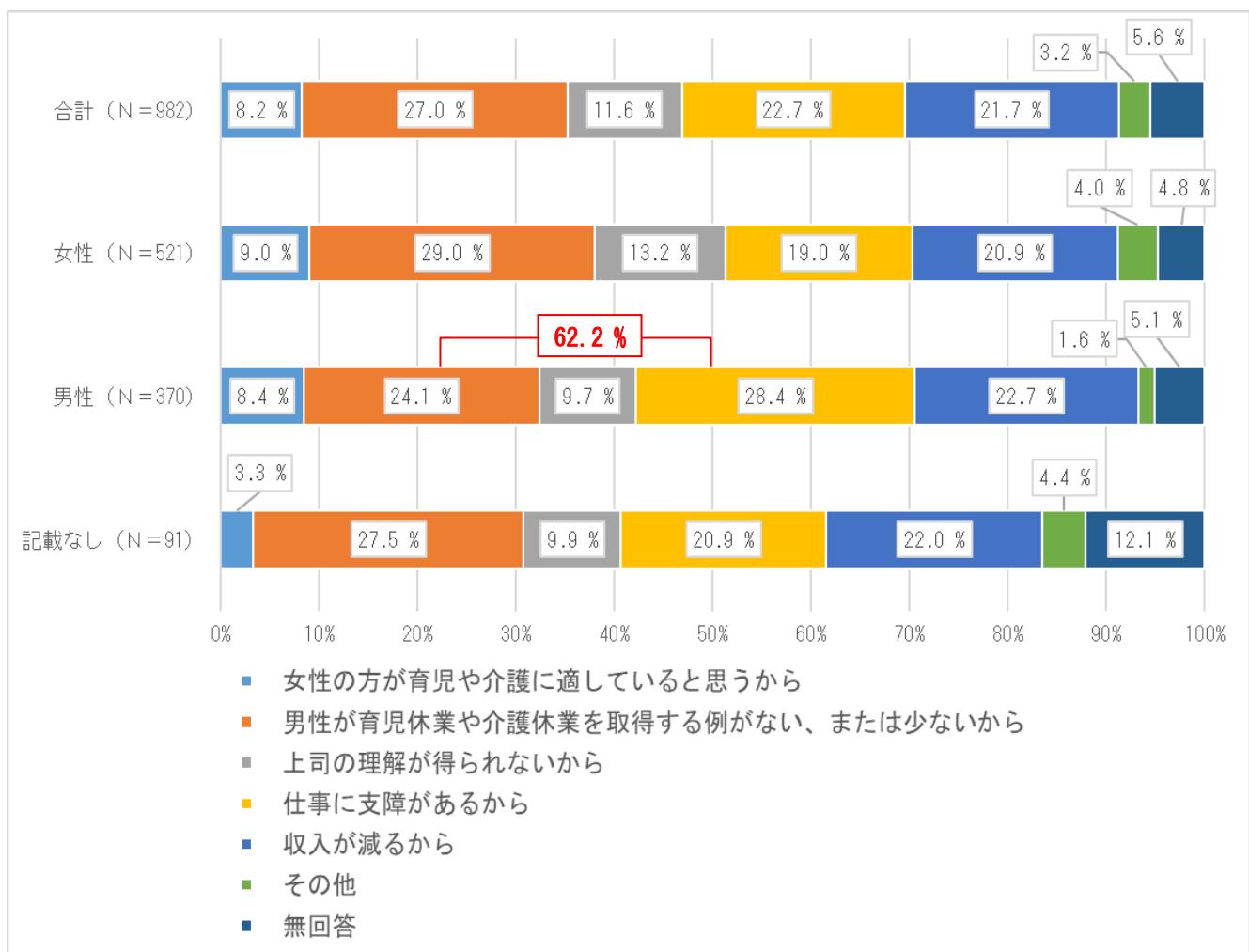
「男性が育児休業を取得することについてどう思いますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



「男性が育児休業や介護休業を取得できない、または取得しない理由をどう考えますか」

[回答者 合計 982 人 女性 521 人 男性 370 人 記載なし 91 人]



基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進 ★重点目標★

市民アンケート調査では、「働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、就業を中断することなく継続していくためにはどのような環境整備が必要ですか」との設問には、72.0%の人が「育児や介護のための施設・サービスの拡大」と回答しています。

また、「男性の家事・育児・介護などへの理解と協力」と回答した人が62.9%と、女性が仕事を続けるためには、男性の理解と協力が大きく求められています。

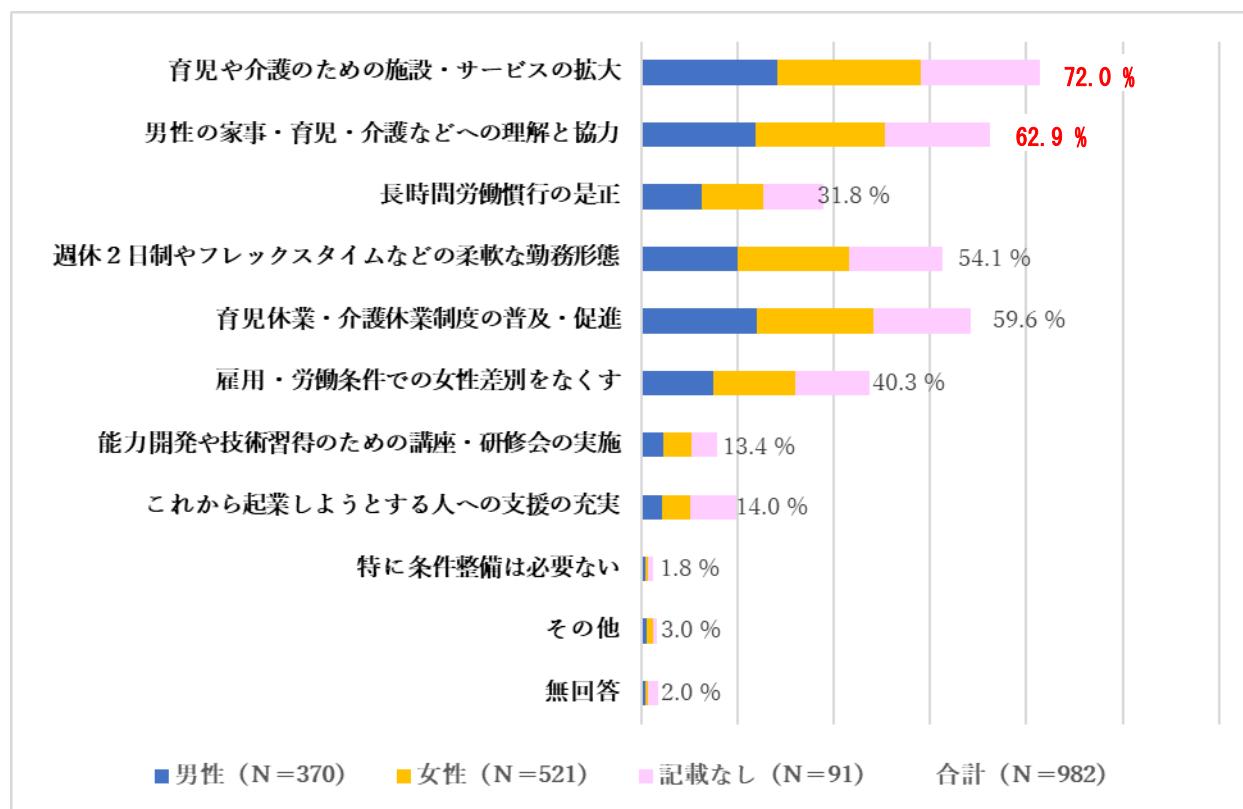
こうした状況を踏まえ、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するために、男性を含めた社会全体の意識改革を進めるとともに、子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

施策の方向性

- (1) 子育て環境に関する社会的支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランスの推進

「働きたい女性が、出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人] 単位：%



基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

家族形態の多様化によって、家族と一緒に暮らす老後の形態が変化しつつあり、市民アンケート調査の「あなたは、あなた自身に介護が必要になった時、身の回りの世話はどの形を希望しますか」の設問には、自分自身が介護を必要とする時は、介護保険制度や施設利用を希望する人が全体で76.0%となっているところです。

また、配偶者が世話をすることを希望する男性は、女性の4.8%に対し11.1%と高い数値ですが、家族形態の多様化により、介護は家族だけでなく社会全体で支える必要があります。

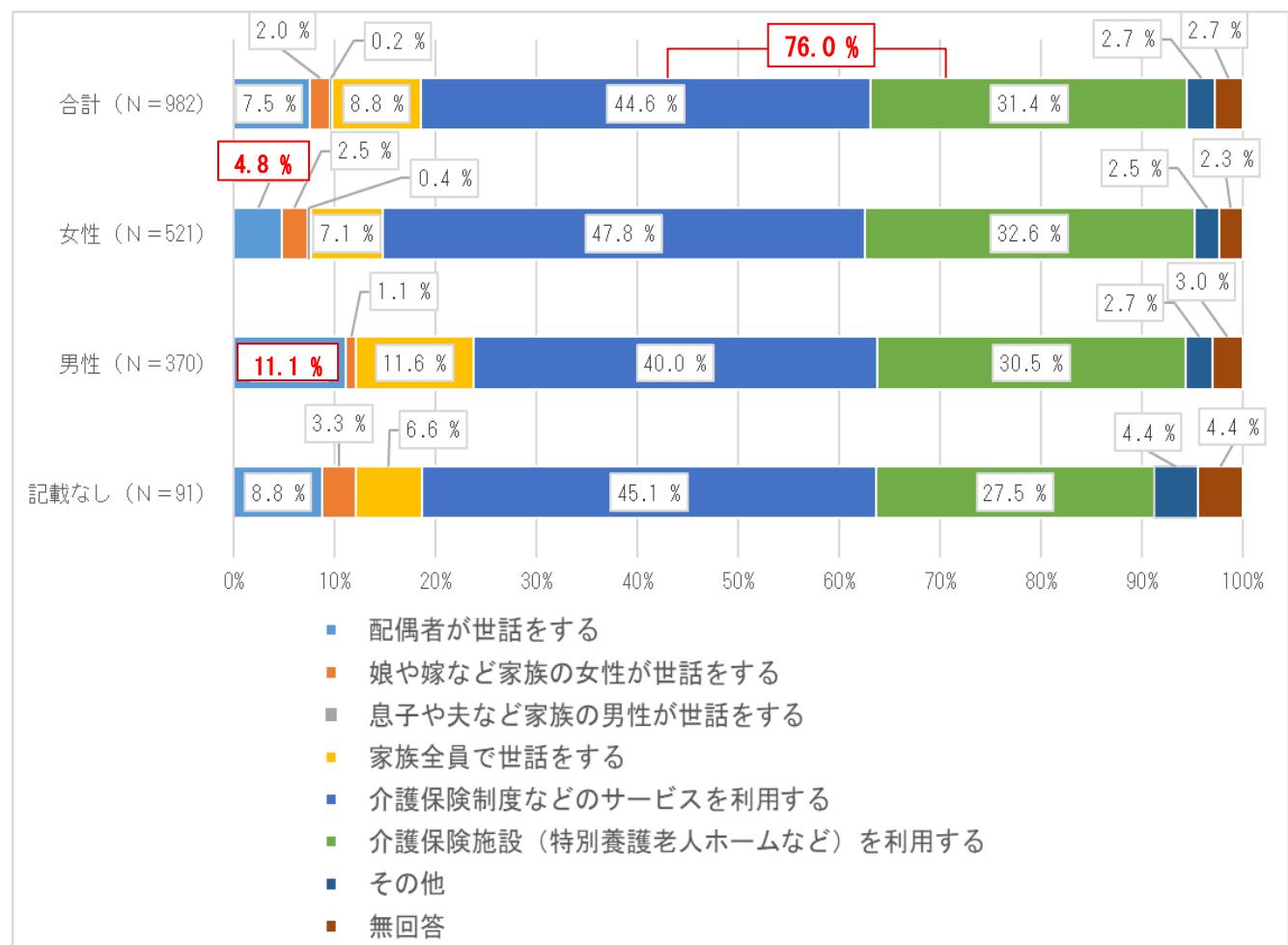
こうした状況を踏まえ、介護サービス及び支援体制の充実とともに、介護知識や介護技術習得する機会の確保に向けた取組を推進します。

施策の方向性

- (1) 介護に関する社会的支援の充実
- (2) 介護知識や介護技術の普及促進
- (3) 地域における介護支援体制の充実

「あなたは、あなた自身に介護が必要になった時、身の回りの世話は次のどの形を希望しますか」

[回答者 合計982人 女性521人 男性370人 記載なし91人]



第5章 推進体制

1 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体などのあらゆる関係者や組織が、本計画を共有し、連携・協力のもとで協働して取り組むことが重要です。

また、男女共同参画に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、互いに関連するものであることから、総合的かつ効果的に実施するため、以下の連携に努め、各種施策を推進します。

(1) 登米市男女共同参画審議会

市民などで構成する登米市男女共同参画審議会は条例に基づき設置され、男女共同参画の推進に関する調査・審議を行うとともに、各種施策の推進のための助言をするものとします。

(2) 登米市男女共同参画推進本部

この基本計画は、条例に基づき、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取組を示すものであり、その施策は府内のあらゆる分野に及んでいることから、男女共同参画推進本部において各部局の連携や調整を図り、男女共同参画の視点に立った各種施策を推進します。

(3) 関係機関等との連携

国、県等との連携を強化するとともに、男女共同参画に関する活動を展開している民間非営利活動団体（NPO）等各種団体との連携及び協力に努めます。

(4) 市民及び事業者との連携

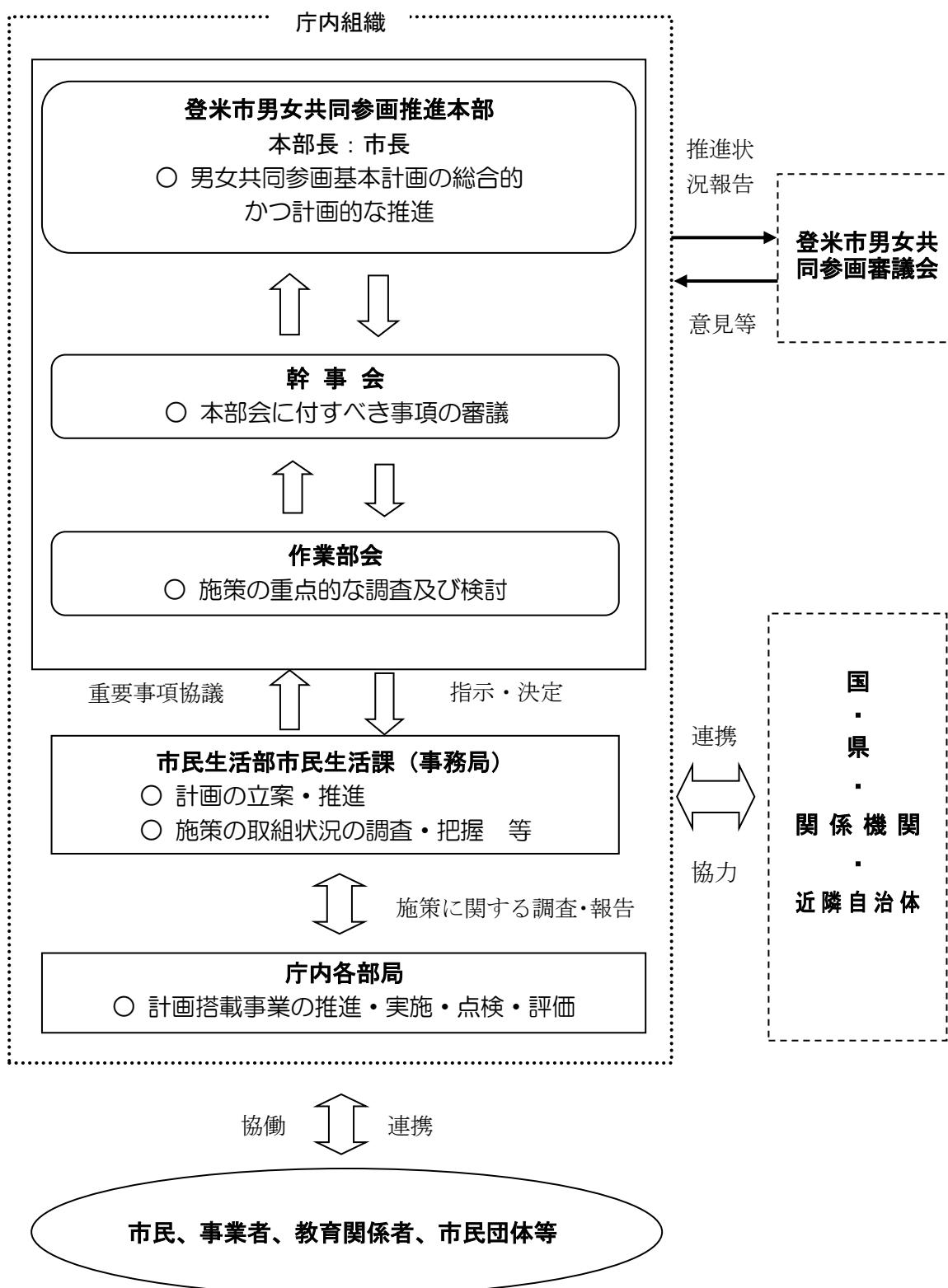
市民及び事業者に対する情報提供と連携に努め、広く男女共同参画の推進を働きかけ、男女共同参画意識の更なる高揚を図ります。

2 計画の進行管理

計画の推進に向けて、毎年度、関係部局による評価・検証を行い、必要に応じて男女共同参画推進本部において、改善、見直しを図ります。

また、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表するとともに、登米市男女共同参画審議会へ報告し、意見や助言を得ながら、各種施策を推進します。

(1) 推進体制のイメージ



3 第5次基本計画目標値一覧

主な施策の推進状況を把握するため、その目標値を次のとおりとします。

項目	目標値 (%)	現況値 (R6.9) (%) ※1
基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり		
「男女共同参画」の具体的な内容の認知度	100	72.7
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	100	75.9
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	100	75.9
性的マイノリティに関する相談窓口の認知度	70	40.1
基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり		
基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり		
家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	32.4
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	28.2
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	26.2
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	50	13.3
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的な内容の認知度	65	54.1
市の審議会等のうち女性委員がいる審議会等の割合 ※2	100	(R7.4.1) 82.6
市の審議会等の全委員に占める女性委員の割合 ※2	50	(R7.4.1) 24.2

※1 現況値：令和6年9月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※2 審議会等の範囲：法律・条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

○だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 11 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 18 条）

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 男女共同参画審議会（第 22 条—第 25 条）

第 5 章 雜則（第 26 条）

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわりなく一人ひとりの
人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる
形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現
に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣習が今なお残っており、
仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなど
を改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊
重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様
な変化が続いていること、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、す
べての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十
分に發揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同
参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市（以下「市」といいます。）、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本
的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実
現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわりなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会
的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な
範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することを
いいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に居住する人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人
 - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個

人及び法人その他の団体をいいます。

- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣習についての配慮 性別による固有的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣習をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。）の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体（以下「市民等」といいます。）との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団

体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第 14 条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第 15 条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第 16 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

- 2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。
- 3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第 19 条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

- 2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

- 2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 21 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要的性的表現を行ってはなりません。

第 4 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第 9 条第 2 項に規定する事項
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

- 3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができます。

第 5 章 雜則

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

○ S D G s (持続可能な開発目標) 目標 5 及び目標 16 のターゲット



目標 5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なりダメーションの機会を確保する。
- 5.6 國際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



16 平和と公正をすべての人に

- 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

登米市市民生活部市民生活課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電 話：0220-58-2118

F A X：0220-58-3345

E-mail：simin@city.tome.miyagi.jp

令和 8 年 ● 月